

**令和3(2021)年度 函館市一般会計決算における法令により
用途に定めがある歳入の充当状況について
(入湯税, 都市計画税, 航空機燃料譲与税, 交通安全対策特別交付金, 自転車競走事業益金)**

1. 市税

①入湯税

入湯税は、鉱泉浴場所在の市町村が、環境衛生施設、消防施設等の整備、観光の振興費用などに充てるために設けられた目的税です。 [使途根拠：地方税法第701条]

(単位：円)

区 分	令和3年度 決算額	財 源 内 訳				
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国(道)支出金	市 債	そ の 他		うち入湯税
環境衛生施設の整備	438,114,486	3,717,000	192,400,000	268,000	241,729,486	0
消防施設の整備	230,169,354	17,240,000	114,700,000	16,265,700	81,963,654	22,791,326
観光施設の整備	345,670,106	145,000,000	178,500,000		22,170,106	22,170,106
観光の振興	340,897,257		105,800,000	109,122,629	125,974,628	91,574,628
合 計	1,354,851,203	165,957,000	591,400,000	125,656,329	471,837,874	136,536,060

※ 上記の事業費には、事務職員人件費は含まれていません。

②都市計画税

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるために設けられた目的税です。 [使途根拠：地方税法第702条]

(単位：円)

区 分	令和3年度 決算額	財 源 内 訳				
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国(道)支出金	市 債	そ の 他		うち 都市計画税
街路整備事業	578,108,412	326,823,660	226,100,000		25,184,752	0
公園事業	114,172,370	39,766,353	50,100,000	3,594,893	20,711,124	0
下水道事業	1,440,477,861	244,992,500	1,122,500,000	68,016,875	4,968,486	4,968,486
土地区画整理事業	8,618,400				8,618,400	8,618,400
公 債 費	2,619,833,900				2,619,833,900	2,332,948,316
合 計	4,761,210,943	611,582,513	1,398,700,000	71,611,768	2,679,316,662	2,346,535,202

※ 上記の下水道事業の決算額には、公共下水道事業会計の下水道建設改良費を含みます。

※ 上記の公債費は、都市計画事業に係るもののみを記載しています。

2. 譲与税および交付金

①航空機燃料譲与税

航空機燃料譲与税は、航空機燃料税の収入額の一部が空港関係市町村および空港関係都道府県に対して譲与されるもので、その譲与額は、航空機の騒音により生ずる障害の防止、空港及びその周辺の整備その他政令で定める空港対策に関する費用に充てなければならないとされています。

[使途根拠：航空機燃料譲与税法第7条、航空機燃料譲与税法施行令第3条]

(単位：円)

区 分	令和3年度 決算額	財 源 内 訳				
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国(道)支出金	市 債	そ の 他		うち 航空機燃料 譲与税
航空機の騒音により 生ずる障害の防止	447,616	382,842			64,774	64,774
空港の整備および 維持管理	55,857,495				55,857,495	41,218,226
空港に関連する 道路等の整備	41,814,658				41,814,658	0
合 計	98,119,769	382,842	0	0	97,736,927	41,283,000

※ 上記の事業費には、各区分に係る公債費を含みます。

②交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金は、交通反則金収入を原資として、地方公共団体が行う道路交通安全施設の設置や管理に要する経費(国の補助を受けた事業に要する経費を除く)に充てるために交付される交付金です。

[使途根拠：道路交通法附則第16条]

(単位：円)

区 分	令和3年度 決算額	財 源 内 訳				
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国(道) 支 出 金	市 債	そ の 他		うち 交通安全対策 特別交付金
道路交通安全施設の 管理	217,422,552	221,000		90,980,875	126,220,677	38,605,000
合 計	217,422,552	221,000	0	90,980,875	126,220,677	38,605,000

3. 諸収入

①自転車競走事業益金

競輪の収益は、自転車その他の機械の改良及び機械工業の合理化並びに社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、体育の振興その他住民の福祉の増進を図るための施策を行うのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとされており、函館市においても、競輪の収益の一部を自転車競走事業特別会計から一般会計に繰り出し、市民の皆さまの暮らしに役立てています。〔使途根拠：自転車競技法第22条〕

(単位：円)

区 分	令和3年度 決算額	財 源 内 訳				
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国(道) 支出金	市 債	そ の 他		うち 自転車競走 事業益金
体育の振興	109,619,936			10,971,260	98,648,676	70,000,000
合 計	109,619,936	0	0	10,971,260	98,648,676	70,000,000

○ 森林環境譲与税および地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況については、次の資料をご覧ください。

・ 森林環境譲与税： [森林環境譲与税に関する決算状況](#)

・ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）：

[函館市一般会計決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について](#)